

医政メモQ&A

坂口厚生労働大臣私案

坂口厚生労働大臣は、9月25日、厚労省内で記者会見を開き、医療保険制度改革と診療報酬体系見直しに関する私案を発表した。

厚生労働省はこの厚労省私案をたたき台として11月頃に改革案をまとめる。さらに、関係団体や与野党との調整を経て、来年3月に政府としての抜本改革の「基本方針」を策定する予定である。

Q：坂口私案の医療保険制度改革のスケジュールは？

A：図1の如くで、平成15年度から保険者の再編・統合を進め、「75歳以上、公費1/2」への制度改正が完成する19年度か20年度までに都道府県単位を軸とした保険運営を実現させる。一方で、同時期に年齢構成や所得の調整による制度間の負担の公平化を図り、将来的に制度の一元化を目指すというのが大きな流れだ。

具体的には、現在、市町村が運営する国保については、広域化の推進などにより都道府県単位に再編する。全国一律で運営している政管健保も都道府県単位に分割する。

企業がつくる健保組合については、都道府県単位への再編は困難と指摘されていることを踏まえ、統合や政管健保への移行が進みやすいように規制緩和等を推進する。また、事業所単位で選択・加入できる新たな法人も検討する。

共済や国保組合については私案に明記されていないが、厚労相はこれらも統合化を図る方針だ。

最終目標である制度の一元化の実現可能性について厚労相は、所得の調整の問題が解決できれば可能との見方を示した。

Q：新たな高齢者医療制度の創設については？

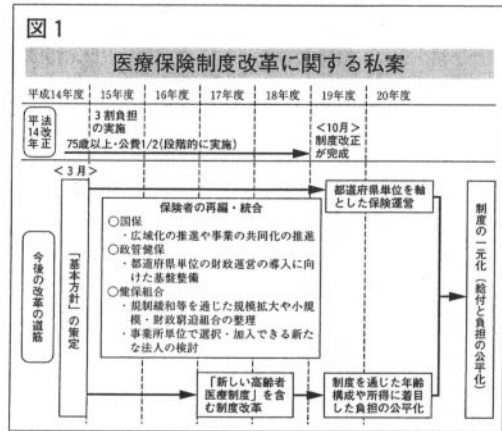


図2 診療報酬体系の見直しに関する私案

- 基本的考え方
診療報酬体系については、患者の視点から質が高く効率的な医療を提供するとともに、医療技術や医療機関の運営コストが適切に反映されるよう、基準・尺度の明確化を図り、透明性の高い体系へと見直しを進める。
- 改革の基本的方向
診療報酬体系を医療技術の評価（ドクターズフィー的要素）と医療機関の運営コストを反映した評価（ホスピタルフィー的要素）に再編。
 - 医療技術の適正な評価（ドクターズフィー的要素）
○医療技術については、出来高払いを基本としつつ、「難易度」「技術力」「時間」等を踏まえた評価を推進するとともに、重症化予防や生活指導を重視。
 - 医療機関の運営コストを反映した評価（ホスピタルフィー的要素）
○医療機関の運営コスト等に関する調査・分析を進め、入院医療の包括化を推進することとし、急性期については疾病特性や「重症度」に応じた評価手法の検討を進め、慢性期については患者の病態等に応じた評価を推進。
- 患者の視点の重視
○医療機関等に関する情報提供や患者の選択を重視。
○患者のニーズの多様化・高度化を踏まえ、高度先進医療を拡大。
○診療所についてプライマリケア機能を重視。

A：スケジュール通り保険者の再編・統合が進み、制度間の給付と負担の公平化が図られた場合、高齢者医療制度の創設は必ずしも必要ではないとの考えを示している。ただ、私案は高齢者医療制度の創設を完全に否定するものではなく、高齢者医療制度が何らかの形で創設された場合には、それ以外の保険について年齢構成や所得の調整に

よる負担の公平化を図ることになる。

Q：診療報酬体系見直しについては？

A：診療報酬体系の見直しに関しては、図2の通り、①医療技術の適正な評価（ドクターズフィー的要素）、②医療機関の運営コストを反映した評価（ホスピタルフィー的要素）、③患者の視点の重視—の3つが柱。

具体的には、医療技術については、出来高払いを基本としつつ、「難易度」「技術力」「時間」等を踏まえた評価を推進。入院医療については包括化を推進する。さらに、高度先進医療の拡大、診療所におけるプライマリケア機能の重視などの方向性を

示している。このうち「時間」の評価について厚労相は「患者さんに時間をかけて病気の中身について説明する、あるいは病気にならないために説明するということが評価されない。そうでないと、医療従事者と患者さんの間の信頼関係も芽生えず、医療を歪めていく」と述べ、診療報酬の尺度に時間の要素を加味する必要性を強調した。

また、私案は診療報酬体系の見直しについては時期を記していないが、厚労相は16年度の診療報酬改定での見直しを念頭に置いていることを明らかにした。

(医政部長 中田 康信)

札幌市保健所からのお知らせ

医師・歯科医師・薬剤師の届出について

医師、歯科医師及び薬剤師は、医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づき、2年に1度、12月31日現在における氏名、住所等各法で規定されている事項について届け出ることが義務付けられており、本年はその該当年になっております。

届出票は、医療施設等を通じて皆様に配布させていただきますので、ご記入のうえ、平成15年1月15日までに札幌市保健所に提出をお願いいたします。

なお、現在、就労していない方も届出が必要ですので、届出票がお手元がないときは、札幌市保健所までご連絡ください。

《お問い合わせ先》 札幌市保健所保健管理課情報企画係
中)大通西19丁目(医師会館南向い) ☎622-5151 (内231)